



指令第 5085 号

一般建設業許可指令書

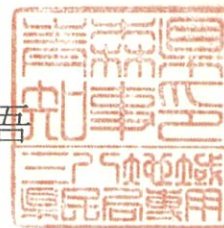
八戸市八太郎六丁目12番4号

環境技術株式会社

令和3年3月8日 付で許可申請のあった一般建設業の許可については、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により下記のとおり許可する。

令和3年3月29日

青森県知事 三 村 申 吾



記

- 1 許可番号 青森県知事許可(般-2)第 300484 号
- 2 許可の有効期間 令和3年3月30日 から 令和8年3月29日 まで
- 3 建設業の種類

土木工事業	建築工事業	とび・土工工事業	石工事業
管工事業	鋼構造物工事業	舗装工事業	しゅんせつ工事業
塗装工事業	水道施設工事業		

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限; 令和8年2月27日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)

令和5年 7月 31日 廃業届 (全部・一部) 青森県

土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	

